

# 公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成24年10月10日

奈良県知事 荒井正吾

## 1 公募型プロポーザル公告に付する事項

### (1) 委託業務名

県立病院地方独立行政法人制度導入検討支援業務

### (2) 委託期間

契約締結日から平成25年3月29日まで

### (3) 委託業務の内容

県立奈良病院及び三室病院への地方独立行政法人制度導入を想定し、地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律118号）に準拠した設立準備手続き、地方独立行政法人会計基準に適合した財務会計制度への対応、組織・人事給与制度の設計及び各システム構築等の一連の業務に関して、専門的知識や経験を有する事業者に対し、地方独立行政法人制度導入に向けた検討を円滑かつ効率的に実施するための支援を委託します。

### (4) 委託金額

10,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

## 2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更正手続中でないこと。
- 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程による奈良県競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q4 検査・分析・調査業務」又は「Q7 諸サービス」で登録されている者であること。
- 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないものであること。
- 平成19年4月1日以降に公立病院の地方独立行政法人化支援業務を受託し、履行した実績を有するものであること。

## 3. 業務委託者の選定方法

奈良県は、県立病院地方独立行政法人制度導入検討支援業務の業務委託者を選定するにあたり、提案者を公募し、当該提案者に対して参加申込書、提案書の提出及びプレゼンテーションを求め、「県立病院地方独立行政法人制度導入検討支援業務委託の事業者選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最終提案者として選定します。

プロポーザルへの参加を希望される場合は、所定の参加申込書及び提案書等を提出期限までに提出してください。

なお、主な日程は下記のとおりです。

- 実施要領等の交付開始 平成24年10月10日(水)
- 説明会の開催 平成24年10月17日(水)
- 参加申込書の提出期限 平成24年10月19日(金)
- 質問票の提出期限 平成24年10月22日(月)
- 提案書の提出期限 平成24年10月31日(水)
- ヒアリング 平成24年11月上旬
- 選定結果通知 平成24年11月上旬
- 契約締結 平成24年11月上旬

#### 4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

##### (1) 交付期間

平成24年10月10日(水)から平成24年10月19日(金)まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで。)

##### (2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地(奈良県庁舎主棟4F)  
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院企画係

##### (3) 交付資料

- 県立病院地方独立行政法人制度導入検討支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- 県立病院地方独立行政法人制度導入検討支援業務委託仕様書
- 参加申込書(様式1)、資格調書(様式2)
- 質問票(様式3)
- 提案書(様式4~7)
- 説明会参加申込書(様式8)
- 平成24年度奈良県立病院概要

※上記交付資料は、下記URLからもご覧いただけます。

→奈良県医療管理課ホームページ

[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-4182.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4182.htm)

#### 5. 説明会の開催

平成24年10月17日(水) 午前9時30分(事前の申込みが必要です)

#### 6. 参加申込書(様式1, 2)の提出期限

平成24年10月19日(金) 午後5時

#### 7. 質問票(様式3)の提出期限

平成24年10月22日(月) 午後5時

#### 8. 提案書(様式4~7)の提出期限

平成24年10月31日(水)

#### 9. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、最優秀提案者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

#### 10. 契約の解除

契約締結後、契約者について8の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金の納付しなければなりません。

なお、8の①、③、④及び⑤中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 11. その他

詳細は、県立病院地方独立行政法人制度導入検討支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領によります。

#### 12. 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟3階  
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院企画係  
(電話) 0742-27-8647  
(FAX) 0742-22-7471  
(E-mail) [iryokanri@office.pref.nara.lg.jp](mailto:iryokanri@office.pref.nara.lg.jp)